

○大府市学習用情報機器の貸与に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ICT技術を活用した家庭における学習機会を提供し、児童生徒の学力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、大府市立の小中学校に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して貸与するタブレット型情報端末、無線通信機器等の情報機器（以下これらを「学習用情報機器」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 学習用情報機器の貸与の対象となる者は、児童生徒の保護者とする。ただし、無線通信機器の貸与の対象となる者は、大府市就学援助支給要綱に基づき、就学援助の対象として認定された者に限る。

(貸与の届出)

第3条 学習用情報機器の貸与を受ける者（以下「借受人」という。）は、次の各号に掲げる学習用情報機器の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を大府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び児童生徒が在籍する学校長に提出しなければならない。

- (1) タブレット型情報端末 学習用情報機器の貸与に係る同意書（第1号様式）
- (2) 無線通信機器 無線通信機器貸与届出書（第2号様式）

2 貸与する学習用情報機器は、児童生徒が在籍する学校から借受人に対して受け渡しをする。

(経費の負担)

第4条 学習用情報機器の貸与に要する費用は、無料とする。

2 学習用情報機器を使用するために必要な費用は、自己負担とする。ただし、通信費用に限り、無線通信機器の貸与を受けた者は無料とする。

(貸与の期間)

第5条 貸与の期間は、借受人が第2条の規定に該当しなくなるまでの期間又はその他の理由により学習用情報機器を必要としなくなるまでの期間とする。

(解除)

第6条 教育委員会は、借受人が次の各号のいずれかに該当したときは、借受人に通知する。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他貸与の継続が不相当であると認めたとき。

(返却)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、学習用情報機器を教育委員会に返却しなければならない。

(損害賠償)

第8条 借受人は、その責に帰すべき理由により学習用情報機器の全部又は一部を損傷し、滅失し、若しくは紛失したときは、借受人の負担において原状に回復し、又は当該損害

を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が賠償することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大府市教育委員会 殿
大府市立 学校長 殿

学習用情報機器の貸与に係る同意書

私は、大府市が保有する学習用情報機器（タブレット型情報端末）の貸与に当たり、大府市から提示された以下の注意事項を遵守し、内容について同意します。

↓確認しましたら（チェック）をしてください。

- 貸与された機器を家庭で使用する際は、保管管理等を適切に行います。
- 貸与された機器の保証対象外となる盗難、紛失、故意又は重過失による破損等を生じさせた時は、その生じた損害に関する金銭その他による賠償の責任を負います。
- 貸与された機器の使用方法は、可能な限り自らで操作方法を理解し利用します。
- 貸与された機器に不必要な設定変更を加えません。
- 貸与された機器は、いかなる場合においても他者に利用させません。
- 貸与された機器は、学習活動以外に利用しません。
- 貸与期間満了後に、速やかに大府市教育委員会へ機器を返却します。
- 大府市外への転出等により、大府市立の学校に通学しなくなった場合は、直ちに貸与された機器を返却します。
- セキュリティ管理のため、貸与された機器を使用したインターネットのアクセス記録等を大府市教育委員会が取得し、生徒指導上の必要が発生した場合には調査することに同意します。
- その他大府市教育委員会から指示ある時は、その指示に従います。

保護者氏名 _____

使用者氏名 _____

使用者学級 _____ 年 _____ 組

住 所 〒 _____

電 話 _____ (_____) _____

年 月 日

無線通信機器貸与届出書

大府市教育委員会 殿
大府市立 学校長 殿

申請者（保護者）^{ふり}氏 ^{がな}名 _____
住 所 〒 _____
大府市 _____ 町 _____
電 話 _____（ _____ ） _____

家庭での学習に当たり、無線通信機器（モバイル Wi-Fi ルーター）1台を以下の理由により貸与することについて届出します。

なお、貸与を受けるにあたっては裏面に記載した誓約事項に同意します。

貸与希望理由（該当する項目の□に✓を記入してください。）

- 家庭に無線通信環境が整備されておらず、これを整えることが困難であるため。
 その他（理由： _____）

児童生徒情報（お子様の情報を記載ください。）

児童生徒氏名	在籍校	学年

貸与に係る誓約事項

申請者又は利用する児童生徒が以下の事項に反した場合は、貸与した機器を速やかに返却していただきます。

1. 貸与期間は、各年度末までとし、期間満了後に遅滞なく大府市教育委員会へ機器を返却すること。引き続き次年度において就学援助の受給が認定された場合は、申請に基づき引き続き貸与を受けることができる。返却方法は別途指示に従うものとする。
2. 保護者は、その貸与を受けた時から貸与機器について保管管理等の義務を負い、盗難、破損等の事故が生じた時は、生じた損害について全ての責任を負うこと。
3. 機器の使用方法について可能な限り自らで操作方法を理解し利用すること。
4. 貸与機器について不必要な変更を加えないこと。
5. 貸与機器をいかなる場合においても他者の利用に供さないこと。
6. 貸与機器を学習以外に使用しないこと。
7. 市外への転出や自己で通信手段を確保した場合等、貸与理由が消滅した時は、直ちに機器を返却すること。
8. 上記に掲げる事由のほか、大府市教育委員会から指示ある時は、その指示に従うこと。